

〈論 文〉

## 農業の市場原理強化と経営安定対策

—収入保険制度の検討

### The policy of farm income stabilization for strengthening the market principle of agriculture—Study of the Income Insurance System

松 木 靖

Yasushi MATSUKI

#### 1. 問題の所在

自然環境の下で生物を育成する農業は、気象の影響による生産量の変動が大きい。加えて生産物の用途の大半を占める食料は、生活必需品であるため需要の価格弾力性が低く、かつ生産期間は作物、家畜の生理に依存するため、供給も工業製品に比べて非弾力的であることから、気象要因による収量変動と、それによる価格変動が大きい。このため、収量変動と価格変動との二つの要因から、農業の収入変動が生じる。

こうした農業の収入変動リスクは、個々の農業者の努力では回避不可能なリスクであると同時に、時には農業経営体が存続できないほどの収入減少をもたらすことがある。このため、保険方式をはじめとする収入

減少を緩和する政策が講じられてきた。保険方式以外に収入変動を抑制・緩和する方策としては、かつての食糧管理法における米の管理価格や、砂糖価格安定法・甘味資源特別措置法によるてん菜・さとうきびなどの最低生産者価格制度、米や野菜・生乳の需給調整がある。

農業保険では、まず収量変動リスクに備える農業災害補償保険（農業共済）が1947年から実施されてきた。その後、価格変動リスクに備える野菜価格安定制度などの品目別制度が、さらに2007年からは米・麦・大豆・原料用ばれいしょ・てん菜を対象に、対象品目の合算収入の減少を緩和する収入変動緩和対策が実施されてきた。こうした経緯は、経済成長に伴う食料需要の変化に対応した市場取引型の農畜産物の比重の増加や、政府が価格管掌や需給調整を止め市場での価格形成に委ねる政策へと転換、つまり農畜産物価格形成の市場原理化を推し進めてきた結果であった。

現在、政府は市場原理をさらに強化することで、農業の成長産業化を実現しようとしている。その目玉が米政策改革で、2018年産からは国による米の生産数量目標の配分が廃止される。これは1970年以来実施されてきた米生産調整の廃止、米生産の自由化である。同時に米の直接支払いも廃止される。このため、米の需給不均衡が生じ、直接支払いの廃止も加わって水田作経営の収入が減少することが懸念されている。

こうした中で、2019年から新たな農業保険制度として、品目別ではなく経営単位の収入保険が導入される。収入保険の詳細は後述するとして、収入保険の特徴は収量減少、価格減少ではなく両者の合成である収入減少を補てん対象とすること、作物別ではなく経営内の全作目の合算収入が対象となることである。収入保険の加入対象は青色申告者である。2019年から収入保険に加入するためには、2018年産について青色申告をする必要があるため、国・関係機関が収入保険の周知に取り組んでいる。一方、収入保険についての本格的な議論はまだ多くはないが、

否定的な見解が散見される。

収入保険に対する否定的な見解は、米制度改革さらには環太平洋パートナーシップ協定（TPP）などの自由貿易協定・経済連携協定推進による国境措置の削減・廃止に対する、経営安定対策としての限界を指摘するものである。

しかし、天野は収量変動リスクに対応する農業共済と、価格変動リスクに対応する価格安定制度が分立し、その対象品目が制度ごとに限定されていることから、収量減少または価格減少のいずれかしかカバーされない品目があること、経営全体の収入変動リスク回避にはなっていないことから、経営全体をカバーする収入減少に対応する保険の必要を早くから指摘してきた<sup>1)</sup>。農業に内包する本来的な収入変動リスクへのセーフティネットという視点から、収量変動と価格変動が総合した結果である収入変動に備える収入保険は必要性が高いと考えられる。

そこで、本稿では第2章で既存の農業保険の相互関係を整理することで、収入保険制度の必要性を明らかにする。その上で、第3章で収入保険の効果と限界を明らかにすることを課題とする。

## 2. 既存の農業保険制度の限界と収入保険

本章では既存の農業保険から収量変動に対応する農業共済、収入変動に対応する収入変動緩和対策を取り上げで、セーフティネットとしての限界と収入保険の意義を整理する。

### 1) 農業共済の限界

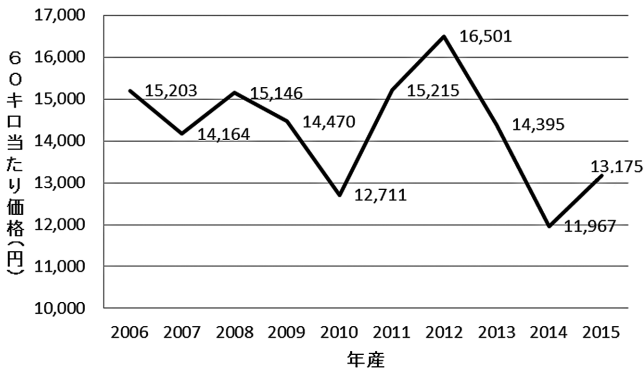
農業共済の限界の第一は、原則として自然災害等による収量減少分しか補償されないことである。価格低下へは一部を除き対応していない。収入は収穫量×販売単価であるから、収入変動要因の一方しかカバーしていない。

表 1 農業共済の対象品目

共済事業	対象品目
農作物	水稻、陸稲、麦
家畜	牛、馬、豚
果樹	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ（17品目）、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

出所：農林水産省ホームページ

農業災害補償法が制定された当初の対象作物は、農作物では米と麦、そして蚕繭、家畜であった。当時、米、麦については価格統制が行われており、販売価格が変動することはなかった。経営安定には収量減少分のみを補てんすればよかったことからすれば、セーフティネットとして十分な制度であった。その後、農業共済の対象品目は、畑作物、果樹、園芸施設と拡充され、現在の対象品目は表1のようになっている。追加された対象品目の第一のグループは、最低価格制度下のばれいしょ、てん菜、不足払い制度下の大豆という政府による価格支持作物であり、米、麦同様に収量減少分のみ補てんすればよかった。第二のグループは、価格変動に対応する価格安定基金制度が実施されている豆類や果樹であり、農業共済で収量減少分のみをカバーすればよかった。しかし、前述のように、米、麦、ばれいしょ、てん菜、大豆の価格支持制度が廃止され、販売価格が変動するようになると、農業共済だけでは収量減少を緩和できないという限界性が露わになってきた。その例として、米の価格変動をみよう。図1は2006年産から15年産の米の相対取引全銘柄年産平均価格の変動を示したものである。年産ごとの価格変動が激しく、その変動幅が大きくなっていることが読み取れよう。米生産調整について



資料：農林水産省「米の相対取引価格・数量」

図1 米の相対取引年産全銘柄平均価格の推移（2006年産～14年産）

は、前述のように廃止方向が打ち出されており、米の価格変動は更に大きくなることが予想される。価格変動に対応する新たなセーフティネットが必要なのである。

農業共済の限界の第二は前掲表1に示した、対象品目の限定である。対象品目が限定されているために、経営全体をカバーするセーフティネットにはならない。対象品目の限定という点では、価格変動に対応する野菜価格安定制度も同様である。野菜価格安定対策の対象品目は指定野菜価格安定対策事業14品目、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業35品目の計49品目となっている。

## 2) 収入変動緩和対策の仕組み

2007年産からの経営所得安定対策では、米生産調整への国の関与の低下と原料畑作物の価格支持制度廃止にともなう価格変動への対応策として、収入変動緩和対策（ナラシ）が導入された。また、諸外国との生産条件格差是正のための直接支払（ゲタ）と収入変動緩和対策からなる経営所得安定対策は、「経営全体に着目した」「品目横断的経営安定対策」

表2 収入変動緩和対策の概要

項目	内容
対象品目	米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
対象要因	自然災害等による収量減少および価格低下による収入減少
補てん方式	対象品目ごとの地域の当年産の販売収入と標準的収入との差額を、合算・相殺した後の減収額の9割を積立金の範囲内で補てん ※標準的収入は過去5カ年のうち中庸3年の平均（5中3）
積立金	国75%、生産者25%の割合で拠出（生産者拠出の3倍を国が拠出） 対象品目ごとの基準期間の平均収入の20%の減収に対応しうる額（2007年産当初は10%の減少に対応しうる額）、積立金は繰り越される
農業共済との関係	農業共済の全相殺方式の最高補償割合（9割）での加入を前提 実単収が平年単収の9割を下回った場合には、農業共済金相当を控除

とされていた。それにも関わらず、収入保険が必要とされるのは、経営所得安定対策にセーフティネットとしての限界・問題点があるからだろう。その点を検討してみたい。

収入変動緩和対策の概要は表2のようになっている。なお、担い手要件は政権交替にともなう変更があったので、表示していない。対象品目は米と生産条件格差是正の直接支払の対象である畑作4品目で、補てん金は減収額の90%まで、積立金の範囲で交付される。

補償に関する農業共済との違いは、補償上限である。農業共済には補償対象とならない自己責任部分が存在する。補償割合（平年収量に対する補償上限）は共済事業、品目、共済引受方式によって異なるが、最高で90%であるから、10%未満の収量減は補償対象とならない。収入変動緩和対策は自己責任部分がなく、減収率が小さくとも補償される。10%未満の減収でも補てんが行われるので、加入者には、限りなく標準的収入に近い収入が保証されるセーフティネット機能は大きい仕組みである。

補てんの原資となる積立金の拠出は、生産者が拠出した金額の3倍を国が拠出するので、生産者25%、国75%となっている。農業共済掛金の

国庫負担率は原則 50%なので、国庫率負担の高い制度である。生産者の供出金は収入減少 10%につき、補てんされる 9%の 4分の1、すなわち標準的収入の 2.25%となる。農業共済の保険料が掛け捨てなのに対して、収入変動緩和対策では生産者ごとに積み立てられ、補てんに使われなかった拠出金は翌年産以降に繰り越される点も、農業共済と異なっている。

経営所得安定対策は経営全体に着目した「品目横断的」な政策として打ち出された。この「品目横断的」性格は生産条件不利是正の直接支払よりも、収入変動緩和対策に強い。品目ごとに減収補てんを行うのではなく、対象品目ごとの増収額・減収額を合算・相殺した後の「対象品目全体としての減収」に対して補てんする仕組みだからである。

しかし、経営全体のセーフティネットにはなり得なかった。経営所得安定対策への転換時、対象品目の雑豆等への拡大要求が強かったが、結果は米とそれまで価格支持型の政策が実施されていた畑作 4 品の計 5 品目に限定されたからである。その大きな原因は、財源の特定性にあった<sup>2)</sup>。また、雑豆や野菜の価格安定制度等、別の経営安定政策の存在も、経営所得安定対策の対象外とする根拠とされた。

### 3) 収入変動緩和対策と農業共済と関係

このように、収入変動緩和対策は農業共済と比べ、生産者負担が少なく、補償割合が高い、生産者にとってメリットが大きい制度である。しかし、生産者は収入変動緩和対策だけを選択することは出来ない。収入変動緩和対策は農業共済の加入を前提とした制度であり、収量減少による収入減収については農業共済による補償分を控除して補てん金を算出・交付するからである。両制度の関係を模式化したのが図 2 である。

収量減少による収入減少に対しては、農業共済（1 階）と収入変動緩和対策（2 階）の二階建て方式となっている。制度開始当初は補償割合

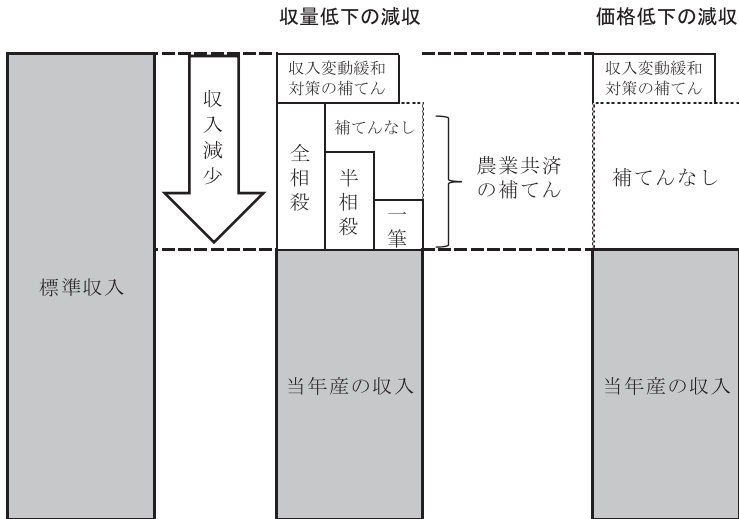


図2 収入変動緩和対策と農業共済の関係

が最も高くなる、全相殺方式での引受の最高補償保障割合 90%での加入が前提とされた。10%以下の収量減収のみが収入変動緩和対策の対象とされ、積立金は標準収入の10%相当とされた。そのため、補償割合が低い半相殺方式や一筆方式、あるいは全相殺方式でも補償割合 90%以外で農業共済に加入している場合には、農業共済の補償割合を超え、収入変動緩和対策の補償範囲に至る部分が補てんされない仕組みとなっていた。

なお、価格低下の収入減少に対しては、農業共済の下支えはない、1階の無い中空の二階構造ともいう仕組みである。収入変動緩和対策での10%までの収入源のみが補償されるにすぎない。

このように、収量減少には農業共済との二階建補償方式、価格低下には収入変動緩和対策の単独補償方式という、農業共済との二面的関係性を持つ構造となっている。



#### 4) 農業共済を前提とした収入変動緩和対策の問題点

農業共済への加入を前提とした、収入変動緩和対策の制度設計が内包する問題は実施初年に露わになった。2007年12月の品目横断的所得安定対策の見直しでは、収入変動緩和対策について2点の変更が行われている。

一つ目は、2007年産米価格低下への緊急措置である。2007産の積立金拠出額は、前述のように当初、対象品目ごとの標準収入の10%の減収に対応する額とされた。これは、農業共済との二階建て関係を反映していると同時に10%を超える価格低下は現実的でないとの想定に立つものであった。ところが、同年産米は7万haの作付け過剰によって、23万トンの生産過剰となり、地域によっては10%を超える大幅な米価下落が想定される状況となった。しかし、10%を超える部分の生産者積立金がないため、補てん対象とならないことが問題となった。その対処として、10%を超える収入減少部分に、生産者拠出なしに国の負担分による補てんが行われる特別措置が講じられた。

二つ目は、この緊急措置を踏まえて、2008年産以降において積立金不足の事態が生じないように、10%を超え20%までの収入減少に備えた積立金の拠出が行える仕組みが設けられた。

しかし、これで農業共済との二面的関係に起因する矛盾が解消するわけではない。20%の価格低下に備えるための積立金拠出をした場合、農業共済の補償割合90%であれば、収量減少への備えは10%収入減少分の積立金拠出で済むから、10%分は二重拠出となる。

価格変動リスクが高まれば、大きな収入減少幅を想定して、拠出金を増やすことになるが、そうすると収量減少に関する二重拠出が拡大する。農業共済の補償割合を下げるか、両制度を統合するかという、制度変更を促す矛盾をそもそも内包していたと言えよう。

表3 収入保険制度の概要

項目	内容
対象者	青色申告を行っている農業者
対象品目	全ての農畜産物および精米などの簡易な加工品 ※コスト増も補てんするマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については除く
対象要因	自然災害等による収量減少および価格低下による収入減少
補てん方式	経営を単位とした過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、自己責任部分を10%とし、10%を超える収入減少分について掛け捨ての「保険方式」と掛け捨てとならない「積立方式」で90%を上限として補てん 収入減少の20%超部分を保険方式で補てんし、10%超20%以下を積立方式で補てん 保険方式の補償限度額および支払率は複数の選択を設定 積立方式への加入は任意
保険料・積立金	保険料率は危険段階別に設定（制度設計時の試算は1%程度）し、生産者50%、国50%の負担 積立金は生産者25%、国75%の負担
類似制度との関係	収入保険制度とどちらか一方を選択して加入 農業共済、収入変動緩和対策、野菜価格安定制度、加工原料乳生産者経営所得安定対策 複合経営の場合は、他の品目は収入保険制度に加入できる 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）・肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業鶏卵生産者経営安定対策

### 3. 収入保険制度の意義と限界

#### 1) 収入保険の概要

農林水産省の公表資料を元に、収入保険制度の概要を整理したが表3である。また、図3は同省資料から引用したものである。

対象者は青色申告を行っている農業者とされており、収入変動緩和対策の認定農業者要件、規模要件は外されている。肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除く、全ての農畜産物および簡易な加工品の収入について、自然災害等による収量減少および価格低下による収入減少が補てん対象

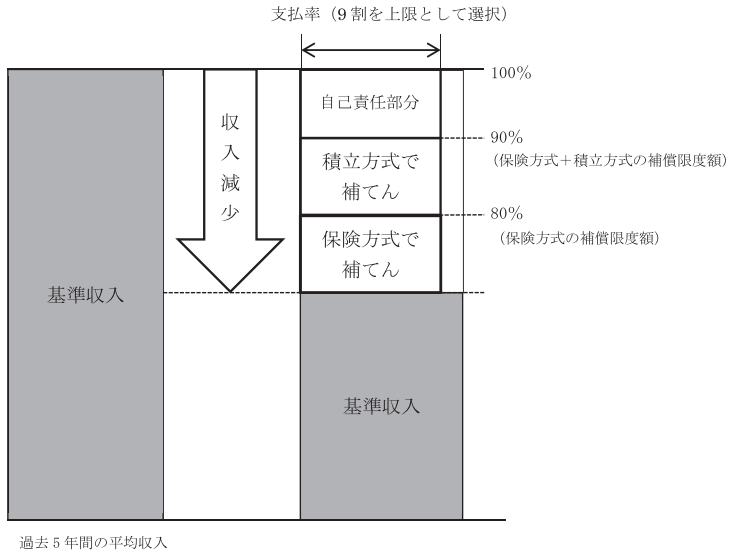


図3 収入保険制度の仕組み

となる。経営を単位とした過去5年間の平均収入を基準収入とし、収入減少10%までを補てん対象とならない自己責任部分とし、10%を超える収入減少分について保険方式と積立方式で90%を上限として補てんする。保険方式は保険料が掛け捨てで、収入減少の20%超部分、すなわち基準収入の80%相当に対する補償である。積立方式は掛け捨てではなく、収入減少の10%超20%以下部分が補てんされ。保険方式と積立方式を合わせて基準収入の90%相当が補てん対象となる設計である。保険方式の補償限度額および支払率は複数の選択が設定され、積立方式への加入は任意とされる。経営者の判断によって保険が設計できる仕組みとなっている。保険方式の保険料率は危険段階別に設定（制度設計時の試算は1%程度）し、負担割合は生産者50%、国50%、積立方式の積立金の負担割合は生産者25%、国75%である。類似制度との二重加入はできない。農業共済、収入変動緩和対策、野菜価格安定制度、加工原料

乳生産者経営所得安定対策は収入保険制度とどちらか一方を選択して加入する。肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵畜産については、品目別の経営安定対策に加入し、複合経営の場合は、他の品目は収入保険制度に加入できる。

## 2) 収入保険制度の意義

収入保険は農業共済と収入変動緩和対策を結合させ、農業共済と収入変動緩和対策の組み合わせた現行制度の問題点を解消する制度と評価される。

収入保険の保険方式は保険料が掛け捨てである点と、生産者と国の負担割合が農業共済と同じであり、積立方式は拠出金を生産者ごとに積み立てる点および、生産者と国の負担割合が収入変動緩和対策と同一である。保険方式の上に積立方式を上乗せする二階建て方式も、現行の農業共済と収入変動緩和対策の組み合わせと同じになっている。

違いは対象品目と対象要因、自己負担部分である。対象品目の選定では、対象品目を限定するポジティブリスト方式ではなく、特定の畜産物のみを除外するネガティブリスト方式になった。除外された畜産物には別途、経営安定対策が講じられているので、全ての農畜産物が何らかの経営安定対策の対象となる。対象要因は収量減少、価格低下の両要因である。この結果、農業共済と収入変動緩和対策の組み合わせでは、収量減少時、価格低下時に生じる補てん対象外部分が解消されている。

自己負担部分は農業共済で最も低い水準と同じ10%となっている。収入変動緩和対策が農業共済の自己負担部分を補てんするように上乗せされていることと比べると、経営安定対策としては後退している。

## 3) 収入保険の限界

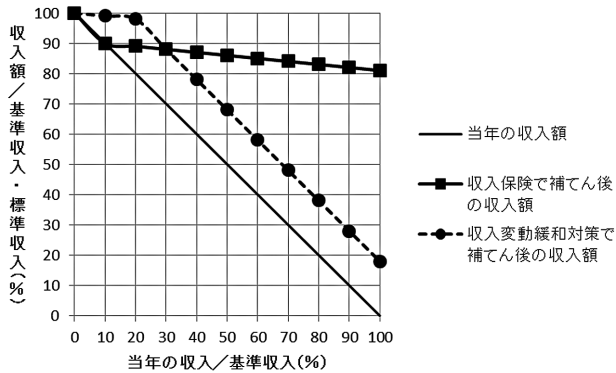
収入保険は農業の市場原理強化に伴い懸念される、価格変動に対する

有効なセーフティネットになりうるのだろうか。農林水産省は「収入保険のメリットについて」（2017年）で、「品目の枠にとらわれずに収入全体を見て総合的に対応し得るセーフティネット」、「これまで農業共済の対象外であるなど、十分なセーフティネットが措置されていなかった野菜などの生産・販売や、複合経営に取り組む場合にメリットが大きい」、「これまでの品目別対策は地域データを活用していたので、地域全体で被害等が発生しなければ補填が受けられなかったが、収入保険制度は個人の収入に着目するので、個々の事情に対応したセーフティネットとして機能」、の3点をあげている。

しかし、収入保険への加入が現行の諸制度よりも有利とは限らないであろう。現行制度が対象としていない品目の収入割合が高く、かつその品目の収量変動、価格変動が大きい場合には、一般に収入保険の加入が有利になると考えられる。では、現行制度の対象品目、特に収入変動緩和対策の対象品目を基幹作物とする、米・麦・大豆作の水田経営や小麦・ばれいしょ・てん菜を基幹とする畑作経営ではどうであろうか。

まず収量減少による収入減少に関しては、現行制度の方が有利である。収入変動緩和対策の対象品目は農業共済の引受補償割合の上限は収入保険の上限と同じ90%である。収入変動緩和対策がそれに上積みされるので、農業共済の補てん単価が不当に低く評価されない限り、補てん後の収入額は収入保険よりも多くなるはずである。

価格低下による収入減少については、現行制度では補てん対象とならない減収部分が存在することは、既に述べたとおりである。そのため収入保険が有利にみえるが、収入保険には自己責任部分があり、収入変動緩和対策には自己責任部分がないため、価格低下による減収率によって両者の優位性が変わると考えられる。そこで、減収率によって、収入保険、現行制度による補てん後の収入額の基準収入・標準収入に対する割合の変化を計算した結果が図4である。表4には減収率50%までの数



注. 収入保険は保険方式の補償限度額 80%、積立方式加入、支払率 90%で計算  
 収入変動緩和対策は 20%減収相当の積立として計算

図 4 価格低下による収入減少の緩和効果

表 4 価格低下による収入減少率と補てん後の収入割合

収入減少率	10%	20%	30%	40%	50%
収入保険で補てん後の収入額の基準収入に対する割合	90%	89%	88%	87%	86%
収入変動緩和対策で補てん後の収入額の基準収入に対する割合	99%	98%	88%	78%	68%

値を示している。この計算では、両制度ともに補償満度まで加入すると仮定している。収入保険は保険方式の補償限度額 80%、積立方式付加、支払率 90%で加入、収入変動緩和対策は 20%減収相当の積立としている。

結果は減収率 30%、すなわち価格低下率 30%で、両制度による補てん後の収入額の基準収入・標準収入に対する割合が 88%で一致する。減少率が 30%に満たない領域では、収入変動緩和対策の方が有利であり、30%を超えると収入保険のメリットが大きくなる。

30%を超える価格低下が頻繁に想定されるだろうか。過去の推移から

表5 過去5年間平均販売価格に対する当年産価格の割合 (単位: %)

	2012年産	2013	2014	2015	2016
うるち玄米	109.3	109.5	93.3	84.7	98.5
小麦	47.6	48.3	55.8	76.3	72.1
小麦補正	78.7	80.5	85.0	93.1	93.0
大豆	65.4	79.9	130.7	122.9	110.2
ばれいしょ加工用	93.6	87.2	95.7	102.1	93.3
てんさい	97.0	94.3	98.3	100.7	101.1

出所: 農林水産省『農業物価統計調査』

注1. 農産物品目別年次別全国平均販売価格を使用

2. 「小麦補正」は直接支払を加算して計算

は、30%を超える価格低下が頻発は現実的ではない。表5は農林水産省『農村物価統計調査』を元に、2012年産から16年産の販売価格の過去5年間平均販売価格に対する割合を示したものである。

国内価格が国際価格・輸入品価格に連動する、小麦・大豆では30%を超える価格低下がみられる。これは2007年前後、2010年前後の国際価格の上昇によって、対象となる5年間平均価格が上昇していたためである。しかし、小麦・大豆の生産者の実際の収入は、直接支払を加えたものである。収入保険制度でも収入には直接支払を含めるとしている。そこで、小麦について直接支払交付金を加えて計算したのが表中の「小麦補正」である。これでは20%前後の価格低下に止まる。収入変動緩和対策の対象品目が収入の多くを占める経営では、収入保険に移行するよりも、現行制度に止まる方が有利と判断される。

このことは野菜価格安定制度との関係でも同じである。野菜価格安定制度の指定野菜価格安定対策事業(14品目)では、平均価格の90%が保証基準価格、60%が最低基準額とされ、安定的な野菜の生産および供給の確保に向けた取り組み状況等に応じて、保証基準価格と最低基準額の差額の70%から90%が補給金として交付される。価格が最低基準価格以上に止まっており、補給金交付率が90%の場合には、収入保険の満度

加入の場合と、補てん率はほぼ等しくなるので、両制度は甲乙つけがたいようにみえる。ところが、同事業には計画出荷が達成された場合に保証基準額と平均販売価格の差額の10%を追加的に交付する特別補給交付金がある。特別補給交付金が追加されると、補てん水準は収入変動緩和対策に近くなる。かつ同事業の出荷団体等（生産者）の資金造成負担率は20%と収入保険よりも低く、かつ40%までの価格低下に対応している。収入保険への移行を促す誘因は小さい。

このように、現行制度の対象品目を中心とする経営体にとっては、収入保険は有利な制度とは言い難い。アメリカが2014年農業法で導入した、経営を単位とする収入保証制度、農場ARCはわが国でも注目を集め、収入保険の参考モデルとなった<sup>3)</sup>。しかし、2014年の農場ARCへの加入は0.9%とわずかで、作物別の収入補償または不足払いへの加入がほとんどである<sup>4)</sup>。当面は現行制度がカバーしていない品目を中心とする経営体の加入に止まるのではないだろうか。

#### 4. 結語

本稿では、まず農業共済と収入変動緩和対策を組み合わせた現行方式について検討し、その限界を指摘した。次いで、収入保険について現行方式との比較から、その意義と限界について明らかにした。その要点は以下の通りである。

現行方式については、対象品目が限定されており経営全体をカバーする保険ではない。収入減少要因別にみると、収量減収については農業共済と収入変動方式の二階建て方式であるが、補てんされない領域が存在する。価格低下については収入変動緩和対策のみで、同対策での補てんを超える価格低下には対応していない。

収入保険は特定の畜産を除く全ての農畜産物を対象としており。収量減少、価格低下の両要因に対応している。この点で現行方式の限界をカ



バーする方式と評価される。しかし、10%の自己責任部分が設定されているため、価格低下率が30%以上にならないと収入保険は有利とならない。収入変動緩和対策、野菜価格安定制度の対象品目が中心の経営は現行方式に止まるとみられる。

収入変動緩和対策などの現行方式および収入保険が価格低下に対応する経営安定対策として十分であるかといえば、そうではないだろう。まず、麦類・豆類・甘味資源（てん菜・甘しゃ）などの輸入品との価格差が大きい品目については、現行の直接支払がなくては生産できない。また、既に指摘されているように、収入変動緩和対策、野菜価格安定制度、収入保険などの価格低下による減収を緩和する保険は、基準となる価格を過去の平均とするために、価格が傾向的に低下する局面では基準価格も低下することとなり、下支えとはならない<sup>5)</sup>。この点では鈴木がかねてから主張するように、収入を下支えする「岩盤」政策を同時に実施することが必要であろう<sup>6)</sup>。

## 注

- 1) 天野（2000）
- 2) 経営所得安定対策の財源問題は松木（2011）を参照のこと。
- 3) アメリカ 2014 年農業法による経営安定政策については、服部（2016）、成田（2016）、農林中金総合研究所（2916）、吉井（2015）を参考にした。なお、ARC の正式名称は Agricultural Risk Coverage である。ARC の邦訳については、統一されていないが、ここでは服部（2016）にしたがった。
- 4) 農林中金総合研究所（2016）
- 5) 例えば、東山（2017）
- 6) 鈴木ほか（2015）

## 参考文献

- 天野哲郎 (2000) 『農業経営のリスクマネジメント』 農林統計協会
- 天野哲郎 (2011) 「農家のリスク管理と農業共済」長谷部正・吉井邦恒編著『農業共済の経済分析』 農林統計協会
- 服部信司著 (2016) 『アメリカ 2014 年農業法』 農林統計協会
- 東山寛 (2017) 「コメを巡る情勢と収入保険制度の課題」『農業と経済』2017 年 12 月号 昭和堂、pp.59-67
- 松木靖 (2006) 「品目横断的経営安定対策の効果と残された制度設計の課題」『北海道武蔵短期大学紀要』第 38 号、2006、pp.233-267
- 松木靖 (2010) 「戸別所得補償政策に関する考察」『北海道武蔵女子短期大学紀要』第 42 号、pp.125-165
- 松木靖 (2011) 「麦・大豆直接支払制度の評価と改革の論点」日本農業経済学会『農業経済研究』第 82 巻第 4 号、pp.251-257、岩波書店
- 成田喜一 (2016) 「アメリカの農業収入保険」『農業と経済』2016 年 11 月号、昭和堂、pp.24-25
- 農林中金総合研究所 (2016) 「農林水産省平成 27 年度海外農業・貿易事業調査分析事業（農業所得構造分析）報告書 第三部農業所得に及ぼす米国 2014 年農業法の実施状況」
- 鈴木宣弘ほか (2015) 「わが国水田農業の将来展望と経営安定対策の再検討」星勉ほか著『農業収入保険を巡る議論』筑波書房、pp.27-49
- 吉井邦恒 (2015) 「アメリカの収入保険制度」星勉ほか著『農業収入保険を巡る議論』筑波書房、pp.7-26